

和泉市予定価格及び最低制限価格設定要綱(平成29年5月16日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事及び工事関連の業務委託に係る予定価格及び最低制限価格の設定方法等について必要な事項を定めるものとする。

(予定価格の算出方法)

第2条 建設工事及び工事関連の業務委託に係る予定価格は、設計金額と同額とする。

(最低制限価格の設定)

第3条 本市は、建設工事及び工事関連の業務委託に係る透明性の向上及び統一性・経済性の確保を図るため、競争入札(複数者からの見積り徴収を行うものを含む。以下同じ。)により請負業者を選定する場合は、最低制限価格を設定するものとする。

(最低制限価格の算出方法)

第4条 建設工事に係る最低制限価格の算出は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額(千円未満は切捨て)とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額(千円未満は切捨て)とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額(千円未満は切上げ)とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額(1円未満は切捨て)

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額(1円未満は切捨て)

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額(1円未満は切捨て)

(4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額(1円未満は切捨て)

2 前項に規定するもののほか、特別なものについては、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

3 工事関連の業務委託に係る最低制限価格の算出は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④の欄までに掲げる額(1円未満は切捨て)の合計額とする。ただし、測量業務については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2(千円未満は切捨て)と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6(千円未満は切上げ)とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8(千円未満は切捨て)と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6(千円未満は切上げ)とするものとし、地質調査業務については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5(千円未満は切捨て)と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2(千円未満は切上げ)とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じ	一般管理費等の額に10分の4.8

			て得た額	を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

4 前項の規定にかかわらず、特別なものについては、10分の6から10分の8まで（測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で市長が定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

（公表）

第5条 契約事務の公平性・透明性を確保するため、予定価格及び最低制限価格は、事前公表とする。

2 前項の公表は、契約担当課の窓口での資料の配置、ホームページへの掲載等により行う。

附 則(平成29年5月16日制定)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成29年6月14日制定)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成30年9月3日制定)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成31年4月1日制定)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(令和3年4月9日制定)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(令和3年9月1日制定)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(令和4年3月24日制定)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月25日制定)

1 この訓令は、令達の日から施行する。

2 この訓令による改正後の和泉市予定価格及び最低制限価格設定要綱の規定は、令達の日以後に指名する入札について適用し、同日前に指名した入札については、なお従前の例による。

附 則(令和7年9月17日制定)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の和泉市予定価格及び最低制限価格設定要綱の規定は、令和8年4月1日以後に公告する入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。